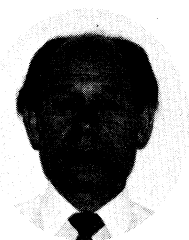


国語政策と「漢字罰」

福島大学教育学部教授 渡 辺 義 夫



【筆者紹介】

渡 辺 義 夫 ・ わたなべ よしお

昭和 十一年 東京に生まれる

昭和 三十八年 東京教育大学大学院文学研究科(修)卒業

昭和 四十年 東京成徳短期大学国文学部講師

昭和 四十一年 福島大学教育学部講師

昭和 四十五年 同 助教授

昭和 五十六年 同 教授

「漢字罰」というのがあるそう。宿題をわすれたり、クラスできめた約束をまもらなかったりした児童に罰として課す漢字のかきとり練習である。

はじめに罰としてあたえられた、何字を何回ずつかいてこいという課題をやったために、さらにおなじ罰が加算されていって、卒業までにそのつみのこしが一万字に達したというケースもあるそう。この話をきいたとき胸がいたんだ。サラ金地獄のことが頭にうかんだ。こどもはどれほどつらいあきらめの毎日をすごし、どれほどの負担感をいだいたまま卒業していったことだろう。

おなじ罰ならすこしでもムダにならない罰を、という単純な発想なのか、または、いちばんいやがる課題が罰としてもつとも効果があるという判断からなのか、その両方をふくんだ意識からなのか、いずれにせよこの作業は、友だちときそって練習するべきことは事情を異にしていて、何の効果もうまないことは、教育学・教育心理学の諸理論をひきあいに出すまでもなく明白だ。

毎日工夫をこらして理解と定着をはかっている、ほかならぬその学習内容を、罰として課するという教師の錯乱は、いったいどこからくるのだろうか。そのために漢字にたいする学習意欲が失われてしまうマイナスを刻々ふやしながら、毎日、義務教育としての基本漢字の定着を、おちこぼしなくすべてのこどもに保障する責任を、いったいどうやってはたすことができる目算をもってのことであろうか。